

注記事項  
(貸借対照表関係)

項目	前事業年度 平成 14 年 3 月 31 日	当事業年度 平成 15 年 3 月 31 日
<p>1 担保に供している資産 (注) 1</p>	<p>(イ) 工場財団 (担保資産)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>土地 236,456</p> <p>建物 7,510</p> <p>構築物 24,269</p> <p>機械及び装置他 42,048</p> <p>簿価計 310,285</p> <p>なお、上記のほか関係会社工場財団の土地 24,291 百万円があります。</p> <p>(担保付債務)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>長期借入金 219,949</p> <p>長期借入金の中には 1 年内返済予定額を含む。</p> <p>(ロ) 工場財団以外 (担保資産)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>土地 1,583</p> <p>簿価計 1,583</p> <p>(担保付債務)</p> <p>関係会社の借入金に対応するものであります。</p>	<p>(イ) 工場財団 (担保資産)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>土地 229,390</p> <p>建物及び構築物 30,079</p> <p>その他の有形固定資産 34,990</p> <p>簿価計 294,459</p> <p>上記の他、長期借入金の担保に供している関係会社工場財団が 23,667 百万円あります。</p> <p>(担保付債務)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>長期借入金 191,237</p> <p>長期借入金の中には 1 年内返済予定額を含む。</p> <p>(ロ) 工場財団以外 (担保資産)</p> <p style="text-align: right;">—————</p> <p>(担保付債務)</p> <p style="text-align: right;">—————</p>
	<p>(注) 2 このうち一部を(株)みずほコーポレート銀行他からの設備資金等借入の担保に供しております。</p>	<p>(担保資産)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>投資有価証券 513</p> <p>(担保付債務)</p> <p>長期未払金 470</p> <p>上記の他、営業保証として担保に供している有価証券が 9 百万円、債務保証に関連して担保提供している</p>

<p>2 期末日満期手形 (注) 3</p>	<p>投資有価証券が 453 百万円あります。</p> <p>期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって、決済処理しております。</p> <p>従って、当期末日が金融機関の休日であったため、以下の次の期末日満期手形が残高に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>受取手形 <span style="float: right;">107</span></p>	<p>投資有価証券が 665 百万円あります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>
----------------------------	---	--

項目	前事業年度		当事業年度	
	平成 14 年 3 月 31 日		平成 15 年 3 月 31 日	
3 有形固定資産の減価償却 累計額 (注) 4	(百万円)		(百万円)	
		373,038		382,940
4 資本金 (注) 5				
(1) 会社が発行する 株式の種類、総数		1,700,000,000 株	普通株式	1,700,000,000 株
(2) 発行済株式の種 類、総数		631,705,087 株	普通株式	631,705,087 株
5 自己株式 (注) 6	—————		当社が保有する自己株式の数は、普通 株式 82,485 株であります。	
6 偶発債務				
関係会社・特約店等の金 融機関等からの借入金等に 対し債務保証を行っており ます。	(イ) 保証債務	(百万円)	(イ) 保証債務	(百万円)
	従業員	7,284	従業員	5,994
	鹿島石油㈱	4,424	コスモ松山石油㈱	2,600
	コスモ松山石油㈱	2,600	特約店等 16 社	3,434
	特約店等 14 社	3,445	合計	12,029
	合計	17,754		
	(ロ) 保証予約		(ロ) 保証予約	
	アブダビ石油㈱ [外貨建]		アブダビ石油㈱ [外貨建]	
	(百万円)		(百万円)	
	(18,162 千 US\$)	2,420	(13,896 千 US\$)	1,670
	サハリン石油ガス開発㈱ [外貨建]		(注) アブダビ石油㈱に対する 保証予約は、アブダビ石油 ㈱がムバラス石油㈱に対し 行っている保証債務につい てのものであります。	
	(246 千 US\$)	32		
	合計	2,453		
	(注) アブダビ石油㈱に対する 保証予約は、アブダビ石油 ㈱がムバラス石油㈱に対し 行っている保証債務につい てのものであります。			

コスモ石油ルブリカンツ 株式会社に対する特約店取引保証	特約店 310 社	(百万円) 1,349	特約店 284 社	(百万円) 1,074
7 関係会社項目 (注) 7				
関係会社に対する資産及 び負債には区分掲記された ものの他次のものがありま す。	流動資産	(百万円)	流動資産	(百万円)
	受取手形及び売掛金	43,593	売掛金	55,301
	未収入金	16,061	未収入金	22,144
	流動負債		流動負債	
	買掛金	46,929	買掛金	45,331
	未払金	11,293	未払金	13,132

項目	前事業年度 平成 14 年 3 月 31 日	当事業年度 平成 15 年 3 月 31 日
8 配当制限 (注) 8	<p>(1) 当社は、第 3 回無担保転換社債（平成 6 年 3 月 17 日発行）の発行に伴い、同社債の未償還残高が存する限り同社債の払込期日の属する決算期以降の配当（中間配当を含む）累計額が、監査済の損益計算書（財務諸表等規則による）に示される当期純損益の累計額に第 3 回無担保転換社債については 73 億円を加えた額を超えることとなるような配当（中間配当を含む）を行いません。この場合第 3 回無担保転換社債については平成 6 年 4 月以降の中間配当は各直前決算期の配当とみなします。</p> <p>(2) 「再評価差額金」は土地の再評価に関する法律第 7 条の 2 第 1 項の規定により配当に充当することが制限されているものであります。</p> <p>(3) 「その他有価証券評価差額金」は、金融商品に係る会計基準の適用に伴う純資産の増加額（1,475 百万円）であります。</p> <p>この金額は商法第 290 条第 1 項第 6 号の規定により、配当に充当することが制限されているものであります。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 「土地再評価差額金」は土地の再評価に関する法律第 7 条の 2 第 1 項の規定により配当に充当することが制限されているものであります。</p> <p>(3) _____</p>

項目	前事業年度 平成 14 年 3 月 31 日	当事業年度 平成 15 年 3 月 31 日
<p>9 事業用土地の再評価 (注) 9</p>	<p>当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再評価の方法 製油所については「土地の再評価に関する法律施行令」(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 5 号に定める鑑定評価に基づき算出し、その他については「土地の再評価に関する法律施行令」第 2 条第 4 号に定める路線価に合理的な調整を行って算出しております。</li> <li>・再評価を行った年月日 平成 14 年 3 月 31 日</li> </ul> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再評価前の帳簿価額 296,972</li> <li>・再評価後の帳簿価額 312,326</li> </ul>	<p>当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額につきましては、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再評価の方法 製油所については「土地の再評価に関する法律施行令」(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 5 号に定める鑑定評価に基づき算出し、その他については「土地の再評価に関する法律施行令」第 2 条第 4 号に定める路線価に合理的な調整を行って算出しております。</li> <li>・再評価を行った年月日 平成 14 年 3 月 31 日</li> </ul> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 <math>\Delta 23,309</math></li> </ul>